# 横浜市駐車場条例に基づく定期報告について

横浜市駐車場条例(以下「条例」という。)第 10 条第5項の規定により、特例承認を受けた駐車場(敷地外駐車場、共同荷さばき駐車場等)の所有者又は管理者は、条例第 12 条の2及び条例施行規則第8条に基づき、特例承認を受けて設けられた駐車場の維持管理の状況について、第8号様式の定期報告書により、毎年度、市長に報告しなければなりません。

なお、定期報告書には条例取扱基準第10条に定める表示板の写真も添付してください。

# 1 定期報告の対象となる駐車場

条例第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車場

例 敷地外駐車場(条例第10条第1項)

共同駐車場(条例第10条第2項)

共同荷さばき駐車場(条例第10条第4項)

## 2 定期報告の期限

定期報告の期限は、次のとおりです。

(1) 工事完了時

建築物の工事完了後(速やかに)

(2) 工事完了年度の翌年度以降毎年1回

## 3 定期報告書の提出先

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当

所在地:横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話:045-671-3853

※ 条例の届出窓口である建築局市街地建築課とは異なりますので、御注意ください。

## 【根拠条文】

## 横浜市駐車場条例第12条の2

(定期報告)

第12条の2 第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度規則の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

#### 横浜市駐車場条例施行規則第8条

(定期報告書)

第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書(第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

### 横浜市駐車場条例取扱基準第 10 条

(敷地外駐車施設等の表示)

- 第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板(別記様式)を表示するものとする。
- 2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。
- ※ そのほか、条例の内容については、ホームページで公表している「横浜市駐車場条例の解説」を御参照ください。
- 【ホームページ】 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/sassi.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/sassi.html</a>